

○自動車リサイクル法関係手数料一覧

区 分	金 額（1件につき）
使用済自動車の引取業の登録等	登録 3,000円
	更新 3,000円
フロン類回収業の登録等	登録 5,000円
	更新 5,000円
使用済自動車の解体業の許可等	許可 78,000円
	更新 70,000円
使用済自動車の破砕業の許可	許可 84,000円
	更新 77,000円
	事業範囲の変更 67,000円
許可証の再交付	2,500円

※前橋市への申請手数料の納付については、納付書による金融機関への現金納付となりますのでご注意ください。